

第3章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定

3.1 計画段階配慮事項の選定

対象事業に係る計画段階配慮事項は、「長野県環境影響評価技術指針」の〔様式〕影響要因－環境要素関連表を基に、事業の特性および地域の特性を考慮し、重大な影響を受けるおそれのある環境要素として、大気質及び景観の2項目を選定した。

計画段階配慮事項の選定結果は表 3.1.1 に、その選定理由を表 3.1.2(1)～(4)に示す。

表 3.1.1.1 環境影響評価の項目の選定

区分	環境要素 (小区分)	環境要因	環境要素													その他 環境要素 (その他、必要に応じて追加)
			水質	水象	土壌汚染	地形・地質	植物	動物	景観	廃棄物等	その他の環境要素					
区分	環境要素 (小区分)	環境要因	水質	水象	土壌汚染	地形・地質	植物	動物	景観	廃棄物等	その他	その他	その他	その他	その他	
工 事 に よ る 影 響	環境要素 (小区分)	環境要因	悪臭													
			低周波音													
			騒音													
			その他必要な項目													
			粉じん													
			環境基準が設定されている物質													
			水質													
			水象													
			土壌汚染													
			地形・地質													
存 在 ・ 供 用 に よ る 影 響	環境要素 (小区分)	環境要因	その他必要な項目													
			環境基準が設定されている物質													
			水質													
			水象													
			土壌汚染													
			地形・地質													
			植物													
			動物													
			景観													
			廃棄物等													
資 材 等 の 運 搬 車 両 の 走 行	環境要素 (小区分)	環境要因	その他必要な項目													
			環境基準が設定されている物質													
			水質													
			水象													
			土壌汚染													
			地形・地質													
			植物													
			動物													
			景観													
			廃棄物等													

【凡例】

- : 選定する (重大な影響を受けるおそれのあるもの)
- : 配慮書段階では選定しない (方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減または代償措置が可能と考えられることから、配慮書段階では選定しない。ただし、方法書以降の手續きにおいて選定の有無を検討し、選定する場合には調査、予測及び評価を実施するものとする)
- 無記入: 選定しない (影響要因が想定されないもの)

表 3.1.2(1) 計画段階配慮事項の選定理由

環境要素		選定結果	理由
大気質	環境基準が設定されている物質	○	<p>工事中では、運搬（機材・資材・廃材等）車両の走行や土地造成（切土・盛土）用の建設機械の稼働による排気ガスの排出などの大気質への影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能であると考えられることから、配慮事項には選定しない。</p> <p>存在・供用時では、焼却施設の稼働による煙突排ガスの排出が大気質への影響要因となるため、配慮事項に選定する。</p>
	粉じん	—	<p>工事中では、運搬（機材・資材・廃材等）車両の走行や土地造成（切土・盛土）用の建設機械の稼働による粉じんの巻き上げなどの大気質への影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能であると考えられることから、配慮事項には選定しない。</p> <p>存在・供用時では、自動車交通の発生（ごみ搬入車両や焼却残渣搬出車両の走行等による粉じんの巻き上げ）や焼却残渣等の搬出による大気質への影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能であると考えられることから、配慮事項には選定しない。</p>
	その他必要な項目（水銀、塩化水素）	—	<p>存在・供用時では、焼却施設の稼働による煙突排ガスの排出が大気質への影響要因となる。ただし、水銀及び塩化水素は、環境基準が設定されている物質と拡散の挙動が同じであることから、配慮事項では選定しない。</p>
騒音		—	<p>工事中では、運搬（機材・資材・廃材等）車両の走行や土地造成（切土・盛土）用建設機械の稼働などの影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能であると考えられることから、配慮事項には選定しない。</p> <p>存在・供用時では、自動車交通の発生（ごみ搬入車両や焼却残渣搬出車両の走行）や焼却施設の稼働、リサイクル施設の稼働の影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能であると考えられることから、配慮事項には選定しない。</p>
振動		—	<p>工事中では、運搬（機材・資材・廃材等）車両や土地造成（切土・盛土）用の建設機械の稼働などの影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能であると考えられることから、配慮事項には選定しない。</p> <p>存在・供用時では、自動車交通の発生（ごみ搬入車両や焼却残渣搬出車両の走行）や焼却施設の稼働、リサイクル施設の稼働の影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能であると考えられることから、配慮事項には選定しない。</p>

注) ○：選定する

—：影響要因は想定されるが、配慮事項には選定しない

×：影響要因が想定されないため、選定しない

表 3.1.2(2) 計画段階配慮事項の選定理由

環境要素		選定結果	理由
低周波音		—	<p>工事中では、工事に伴う低周波音の発生が想定されないため、配慮事項には選定しない。</p> <p>存在・供用時では、焼却施設の稼働やリサイクル施設の稼働などの低周波音の影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能であると考えられることから、配慮事項には選定しない。</p>
悪臭		—	<p>工事中では、工事に伴う悪臭の発生が想定されないため、配慮事項には選定しない。</p> <p>存在・供用時では、自動車交通の発生（ごみ搬入車両からの悪臭の漏洩）や焼却施設の稼働（ごみピットからの悪臭の漏洩、煙突排ガスの悪臭）の影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能であると考えられることから、配慮事項には選定しない。</p>
水質	環境基準が設定されている項目及び物質	—	<p>工事中では、掘削時やコンクリート工事時などの排水による周辺河川の水質及び地下水質への影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能であると考えられることから、配慮事項には選定しない。</p> <p>存在・供用時では、プラント排水は循環利用し放流はせず、生活排水は下水道接続する計画であり、水質への影響が想定されないため、選定しない。</p>
	その他必要な項目	×	
	水生生物	—	
	底質	—	
	地下水質	—	
水象	河川及び湖沼	—	<p>工事中では、土地造成（切土・盛土）による河川への影響及び掘削に伴う揚水の地下水位への影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能であると考えられることから、配慮事項には選定しない。</p> <p>存在・供用時では、地形改変による河川への影響及び焼却施設の稼働（地下水の揚水）による地下水位への影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能であると考えられることから、配慮事項には選定しない。</p>
	地下水	—	
	温泉	×	
	利水及び水面利用等	×	
土壌汚染	環境基準が設定されている項目及び物質	—	<p>工事中では、土地造成（切土・盛土）や掘削に伴う残土等の発生・処理（搬出）による影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能であると考えられることから、配慮事項には選定しない。</p> <p>存在・供用時では、焼却施設の稼働による煙突排ガスの排出（排ガス中に含まれるダイオキシン類等）や、廃棄物の排出・処理（焼却残渣等）の影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能であると考えられることから、配慮事項には選定しない。</p>
	その他必要な項目	×	

注) ○：選定する

—：影響要因は想定されるが、配慮事項には選定しない

×：影響要因が想定されないため、選定しない

表 3.1.2(3) 計画段階配慮事項の選定理由

環境要素		選定結果	理由
地盤沈下		—	<p>工事中では、掘削の地盤沈下への影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能であると考えられることから、配慮事項には選定しない。</p> <p>存在・供用時では、焼却施設の稼働（地下水の揚水）による影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能であると考えられることから、配慮事項には選定しない。</p>
地形地質	地形	×	<p>工事中では、土地造成（切土・盛土）や掘削による土地の安定性への影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能であると考えられることから、配慮事項には選定しない。</p> <p>存在・供用時では、地形地質に対する影響は想定されないため、選定しない。</p>
	地質	×	
	土地の安定性	—	
	注目すべき地形・地質	×	
植物	植物相	—	<p>工事中では、樹木の伐採や土地造成（切土・盛土）などによる植物相及び植生、注目すべき個体、集団、種及び群落への影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能であると考えられることから、配慮事項には選定しない。</p> <p>存在・供用時では、地形変化や樹木伐採後の状態などによる影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能であると考えられることから、配慮事項には選定しない。</p>
	植生	—	
	土壌	—	
	注目すべき個体、集団、種及び群落	—	
	保全機能等	—	
動物	動物相	—	<p>工事中では、樹木の伐採や土地造成（切土・盛土）などによる動物相及び注目すべき種及び個体群への影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能であると考えられることから、配慮事項には選定しない。</p> <p>存在・供用時では、地形変化や樹木伐採後の状態などによる、動物相及び注目すべき種及び個体群への影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能であると考えられることから、配慮事項には選定しない。</p>
	注目すべき種及び個体群	—	
生態系		—	<p>植物、動物に対して、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能であると考えられることから、配慮事項には選定しないため、生態系についても同様に配慮事項には選定しない。</p>
景観	景観資源及び構成要素	○	<p>工事中では、建設工事に伴い大型の建設機械が稼働するが、一時的なものであり、景観への影響は限定的であると考えられることから、選定しない。</p> <p>新たに建築物・工作物を建設することから、景観への影響要因となる可能性があるため、配慮事項に選定する。</p>
	主要な景観	○	

注) ○：選定する

—：影響要因は想定されるが、配慮事項には選定しない

×：影響要因が想定されないため、選定しない

表 3.1.2(4) 計画段階配慮事項の選定理由

環境要素		選定結果	理由
触れ合い活動の場		—	<p>工事中では、運搬（機材・資材・廃材等）車両の走行や土地造成（切土・盛土）による触れ合い活動の場への影響が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能であると考えられることから、配慮事項には選定しない。</p> <p>存在・供用時では、施設位置によっては現施設南側にある広場や公園が消失するが、方法書以降での環境保全措置により環境影響に対する代償が可能であると考えられることから、配慮事項には選定しない。</p>
文化財		—	<p>工事中では、事業実施想定区域の南側にある埋蔵文化財包蔵地の部分を、造成（切土・盛土）及び掘削する可能性があるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能であると考えられることから、配慮事項には選定しない。</p> <p>存在・供用時には文化財に対する影響は想定されないため、選定しない。</p>
廃棄物等	廃棄物	—	<p>工事中では、樹木の伐採や工作物の撤去・廃棄（建築物の解体等）、廃材・残土等の発生・処理が廃棄物の発生要因となるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能であると考えられることから、配慮事項には選定しない。</p> <p>存在・供用時では、ごみの焼却処理により生じる焼却残渣等の排出・処理が廃棄物の影響要因となるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能であると考えられることから、配慮事項には選定しない。</p>
	残土等の副産物	—	<p>工事中では、土地造成（切土・盛土）や掘削により残土等の副産物が発生するが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能であると考慮されることから、配慮事項には選定しない。</p> <p>存在・供用時では、残土等の副産物の発生要因は想定されないため、選定しない。</p>
温室効果ガス等		—	<p>工事中では、運搬（機材・資材・廃材等）車両の走行や土地造成（切土・盛土）用の建設機械の稼働などにより温室効果ガスが発生するが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能であると考慮されることから、配慮事項には選定しない。</p> <p>存在・供用時では、自動車交通の発生や焼却施設の稼働、リサイクル施設の稼働により温室効果ガスが発生するが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能であると考慮されることから、配慮事項には選定しない。</p>
その他の環境要素	日照障害	—	工事中では、その他の環境要素に対する影響は想定されないため、選定しない。
	電波障害	—	
	風害	×	存在・供用時では、建築物・工作物の存在により日照障害、電波障害の可能性が考えられるが、方法書以降での環境保全措置により環境影響の回避・低減が可能であると考慮されることから、配慮事項には選定しない。
	光害	×	

注) ○：選定する

—：影響要因は想定されるが、配慮事項には選定しない

×：影響要因が想定されないため、選定しない

3.2 調査、予測及び評価の手法の選定

選定した計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法は、「長野県環境影響評価技術指針」を基に、事業の特性及び地域の特性を考慮し、表 3.2.1 に示すとおりとした。

表 3.2.1 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法

環境要素		調査の手法	予測の手法	評価の手法
大気質	環境基準が設定されている物質	【調査項目】 ・大気質の状況 ・気象の状況 ・環境保全について配慮が必要な施設の状況 ・法令等による指定及び規制等 ・その他 【調査手法】 ・既存文献等の整理 【手法の選定理由】 事業実施想定区域及びその周辺の情報を把握できるため。	【予測手法】 複数案について、焼却施設の稼働による煙突排ガスの排出の大気質への影響を、拡散モデルの数値式により定量的に予測する。 【手法の選定理由】 大気質への影響の程度及び複数案の違いを適切に予測できるため。	【評価手法】 ①環境に対する影響緩和（ミティゲーション）の観点、②環境保全のための目標等との整合の観点から事業者の見解を示す方法とする。 【手法の選定理由】 影響の程度及び複数案を適切に評価できるため。
景観	景観資源及び構成要素 主要な景観	【調査項目】 ・景観の状況 ・水象、地象、植生、土地利用等の状況 ・人口、交通の状況 ・法令による指定及び規制等の状況 ・その他（将来の開発動向等） 【調査手法】 ・既存文献等の整理、現地確認 【手法の選定理由】 事業実施想定区域及びその周辺の情報を把握できるため。	【予測手法】 複数案について、建築物・工作物の存在による景観への影響を、フォトモンタージュを作成する方法により視覚的に予測する。 【手法の選定理由】 複数案の違いを適切に予測できるため。	【評価手法】 ①環境に対する影響緩和（ミティゲーション）の観点、②環境保全のための目標等との整合の観点から事業者の見解を示す方法とする。 【手法の選定理由】 複数案を適切に評価できるため。

